

《こんなときの知っておきたい手続》

【手続チェックシート】

以下の項目で該当するものについて、このチェックシートを活用し、各担当窓口で手続してください。

亡くなられたとき

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内 親族、同居人及び 家主等	<ul style="list-style-type: none"> 死亡届（通常は右半分が死亡診断書又は死体検案書になっています。） 届出人の印鑑 *死亡届を受け付けられるのは、死亡した方の本籍地、死亡地又は届出人の住所地のいずれかになります。 *通知カードは返却の必要はありません。適切な方法で処分してください。 *個人番号カードをお持ちの方は、保険等の手続きを終わられましたら、3階12番窓口（マイナンバー担当）へ返却してください。 *住民基本台帳カードをお持ちの場合は、窓口へ返却してください。 *印鑑登録をされていた場合は、印鑑登録証（カード）を窓口へ返却いただくか、はさみで切って処分してください。 *特別永住者の方が死亡した場合は特別永住者証を入国管理局へご返却ください。 *中長期在留者の方は在留カードを入国管理局へご返却ください。 	<input type="checkbox"/>	3階② 市民窓口課 （時間外は1階の 宿直窓口で受け付け ます。）
世帯主変更届 （亡くなられた方が世帯 主で、残った世帯員のう ち15歳以上の方が2人 以上いる場合）	速やかに 新世帯主 又は代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 	<input type="checkbox"/>	3階③ 市民窓口課
国民健康保険	速やかに 世帯主、親族又は 代理人（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証（亡くなられた方が世帯主のもの 全て） その他受給者証等（お持ちの方のみ） 届出人の印鑑 *葬祭費を申請してください。 ＜葬祭費の申請に必要なもの＞ 葬祭執行者（喪主）の氏名が確認できるもの （会葬礼状又は葬儀会社発行の領収書か請求書） 葬祭執行者（喪主）の印鑑 葬祭執行者（喪主）の通帳 	<input type="checkbox"/>	3階⑥⑦ 保険年金課
後期高齢者 医療保険	速やかに 親族 又は代理人（注 1）	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 限度額適用認定証等（お持ちの方のみ） 届出人の印鑑 *葬祭費の申請もしてください。 （必要書類は国民健康保険と同じ） 	<input type="checkbox"/>	3階⑥⑦ 保険年金課
国民年金 加入者→	速やかに 親族	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳、死亡診断書、その他 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
受給者①→		<ul style="list-style-type: none"> ①老齢福祉年金・障害基礎年金は、年金証書・その他 	<input type="checkbox"/>	
受給者②→		<ul style="list-style-type: none"> ②老齢基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金は、年金証書・その他 	<input type="checkbox"/>	中京年金事務所
◎いずれも届出に必要な書類は、あらかじめ担当窓口にお尋ねください。				
重度障害者 健康管理費	速やかに 親族	<ul style="list-style-type: none"> 重度障害者健康管理事業対象者証（認定シール） 	<input type="checkbox"/>	3階⑦ 保険年金課
重度心身 障害者医療	速やかに 親族	<ul style="list-style-type: none"> 医療費受給者証 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
身体障害者手帳	速やかに 親族	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 印鑑 自立支援医療（更生医療）受給者証（お持ちの方のみ） タクシーチケット（お持ちの方のみ） 	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課

裏面に続く

届の種類	いつ だれが	必要なもの	チェック	担当窓口
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	速やかに 親族	・認定通知書 ・印鑑 ・同居者の方の通帳	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
療育手帳	速やかに 親族	・療育手帳 ・印鑑	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
精神障害者 保健福祉手帳	速やかに 親族	・精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特定疾患・特定医療費 (指定難病)受給者証 をお持ちの方	速やかに 親族	受給者証	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
特別児童扶養手当	速やかに 親族	<児童が亡くなられたとき> ・手当証書 ・印鑑 <受給者が亡くなられたとき> 手続きの詳細は担当課へ御連絡ください	<input type="checkbox"/>	2階① 障害保健福祉課
児童扶養手当	速やかに 親権者	・手当証書 ・印鑑 ・遺族の方の通帳 など *届に必要な書類は、あらかじめ担当の係にお尋ねください。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当
児童手当	速やかに 父、母又は代理人	届に必要な書類は、あらかじめ担当の係にお問合せください。	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
子ども医療	速やかに 保護者	・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
ひとり親家庭等 医療	速やかに 親族	・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	2階② 子育て推進担当 (注2)
被爆者健康手帳 をお持ちの方	速やかに 親族	・被爆者健康手帳・手当証書(受給者のみ) ・死亡診断書の写し <葬祭料支給手続き> ・葬祭料支給申請書・印鑑 ・消除された住民票の写し ・申請人が葬祭を行ったことがわかる書類 (会葬御礼はがき、死体埋葬許可証写し等) ・申請人と被爆者の方との続柄を証明する物 (住民票、戸籍抄本等)	<input type="checkbox"/>	1階⑥ 健康長寿推進課
敬老乗車証 (70歳以上の方)	速やかに 親族	・敬老乗車証	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
老人医療	速やかに 親族	・医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課
介護保険	速やかに 親族	・個人番号カード ・介護保険被保険者証 ・負担割合証・負担限度額証(お持ちの方のみ)	<input type="checkbox"/>	1階⑦⑧ 健康長寿推進課

本人確認書類とは…運転免許証や健康保険証、パスポートなど

◆土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

(注1) 代理人の場合は本人直筆の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

(注2) 児童手当、子ども医療の業務は、京都市子ども家庭支援課分室において行っています。お問い合わせ、申請等については下記の問合せ先をお願いします。

申請書等の提出は、分室への郵送でも受け付けています。また、京都市内のいずれの区役所・支所でもできます。

問合せ先

〒604-8171京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市子ども家庭支援課分室 251-1123(8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始除く)

〈御注意〉

これらの手続きは基本的な届出方法ですので、必ず窓口にお問い合わせください。届出期間に間に合わない場合や必要なものがそろえられない場合は、担当窓口にご相談ください。

京都市中京区役所

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

(075) 812-0061 (代表)